令和６年度

職員（法務職員（法曹有資格者））採用選考要綱

**令和６年９月13日**

**大阪市総務局**

|  |
| --- |
| 大阪市が求める人材像高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材本市では、将来にわたり、豊かな大阪を実現するため、大阪の再生・成長に向けた戦略を実行するとともに、誰もが安心して暮らすことができるよう様々な施策や事業を進めています。また、一方で、業務の適正かつ効率的な執行を確保するため、内部統制機能の強化を図るとともに法的リスクに対する管理機能の強化が求められています。新規施策の推進から既存の法令等に基づく事務事業の遂行まで、あらゆる場面に潜む法的リスクを事前に把握し、適正に管理することは、本市の施策や事務事業のスムーズな実現、ひいては大切な市民の生命・財産を守ることにもつながります。そのためには高度な法的知識と法的思考力を備えた人材が必要です。そこで、多様な法的リスク管理業務を担う人材として、法務職員（法曹有資格者）を採用するため募集を行います。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **申込み受付期間** | **９月13日(金) から10月15日(火) 正午まで****インターネット申込みです。** |
| **第１次選考日** | **11月９日(土)** |

１　選考区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選考区分 | 採用予定者数 | 受験資格 | 採用予定日 |
| 法務職員(法曹有資格者) | １名程度 | 次の①及び②を全て満たす方① 平成２年４月２日以降に生まれた方② 令和７年４月１日時点で法曹資格を有する方（申し込み時点で司法修習生の修習を終えた方に限ります。）（職歴及び学歴は問いません。） | 令和７年４月１日 |

●採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。

●上表の受験資格を満たす方がこの選考を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号（６ページ参照）に該当する方は受験できません。

２　選考日時・場所、選考方法、選考内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選考 | 日時・場所 | 選考方法 | 選考内容 |
| 第１次選考 | 令和６年11月９日(土)集合時刻、選考会場（大阪市内）は、受験票に記載して通知します。 | 口述試験 | 個別面接を行います。 |
| 第２次選考 | 令和６年12月６日(金)（予定） | 口述試験 | 個別面接を行います。 |

●第１次選考の前に、口述試験の参考資料とするための面接カードを「大阪市行政オンラインシステム」で提出していただきます。精通している法律分野や市役所で活用したいと考える能力について記入してください。

●第２次選考の日時・場所の詳細は、第１次選考合格者にそれぞれ通知します。

３　合格者の決定

|  |  |
| --- | --- |
| 選考 | 決　定　方　法 |
| 第１次選考 | 第１次選考の結果を総合的に判定して決定します。 |
| 第２次選考 | 第２次選考の結果を総合的に判定して決定します。※ |

※前段階の選考の成績は加算しません（同点により合格者を決めがたいときは、第１次選考の結果で判定することがあります。）。

●選考方法により合格基準を定めており、その基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。

●選考方法のうち、棄権又は欠席したものが１つでもある場合は、不合格とします。

４　合格発表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選考 | 発表日（予定） | 発表方法 |
| 第１次選考 | 令和６年11月25日(月) | 合格者本人あて通知するほか、合格者の受験番号を大阪市ホームページ（その他専門職等採用情報）に掲載します。なお、不合格の通知は行いません。 |
| 第２次選考 | 令和６年12月23日(月) |

５　合格から採用まで

①　合格者は、令和７年４月１日の採用予定で、大阪市職員（地方公務員）となります。

②　合格者には、卒業証明書（最終学歴分のみ。ただし、最終学歴が大学院の場合は、大学と大学院の両方が必要です。）を提出していただきます。また、初任給算定のため、職歴証明書（ただし、司法修習修了後に公務員や民間などの職歴がある方に限る。）を提出していただきます。合格者は、自ら勤務先等に依頼し、証明を受けた上で、提出してください。提出方法等の詳細は合格者に通知します。

③　受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

④　採用日において、日本国籍を有しない方は採用されません。

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の(1)及び(2)以外の職に就くこととなっておりますが、当採用選考で募集する職員が就く職は次の(1)又は(2)に該当する職となるため、日本国籍を有しない方を採用することはできません。

(1) 公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職）

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

⑤　営利企業等への従事は原則として認められませんので、採用日までに退職していただく必要があります。

⑥　令和６年４月１日現在の初任給（地域手当（給料月額の16％）を含む。）は、行政職給料表２級適用となり、256,360円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴がある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。詳細は、「職員の給与に関する条例」や「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則」等に定められています。

６　申込方法等

受験申込については、インターネットで申請してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和６年９月13日(金)から令和６年10月15日(火)正午まで |
| 申込方法 | 大阪市ホームページ「大阪市行政オンラインシステム」から申込み（https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home）※システム管理等のため、一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申込手続を行ってください。1.「手続き一覧（個人向け）」→「令和６年度　大阪市職員（法務職員）の募集」をクリックしてください。2.「内容詳細」をご確認いただき、「次へ進む」をクリックしてください。3.「申請内容の入力」を入力し、「次へ進む」をクリックしてください。※添付書類で「公募申込書」、「職務経歴書」が必要ですので、あらかじめ大阪市ホームページからダウンロードの上、作成しておき、申込フォームでアップロードしてください。4.「申請内容」を確認し、「申請する」をクリックしてください。5.「申込番号」が発行されます。※お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、印刷するなどして大切に保管してください。6.「申請」が完了しましたら、メール通知があります。必ず確認してください。メール通知がない場合は、申込みができていない可能性がありますので、大阪市総務局行政部行政課（法務グループ）まで必ずお問い合わせください。なお、申込以降の手続きにつきましてはメール通知に記載いたしますので、必ず確認してください。※お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。なお、申込内容に不備があった場合は、修正期限を設定して差し戻しますので、期限内に修正を行ってください。修正期限を過ぎた場合、申込みは不受理となり、受験できませんのでご注意ください。 |
| 受験票の交付 | 受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは令和６年10月31日（木）頃ダウンロードできる状態になります。令和６年11月５日（火）までに受験票がダウンロードできない場合は、大阪市総務局行政部行政課（法務グループ）まで必ずお問い合わせください。※受験票は印刷し、第１次選考日当日に必ず持参してください。 |
| 面接カード提出 | 面接カードはあらかじめ大阪市ホームページからダウンロードの上、作成しておき、令和６年10月31日（木）から令和６年11月５日（火）までに「大阪市行政オンラインシステム」で提出してください。 |
| 提出書類 | （１）公募申込書（２）職務経歴書（３）面接カード（４）司法修習を修了したことを証するものの写し（５）卒業証明書（最終学歴分のみ。ただし、最終学歴が大学院の場合は、大学と大学院の両方が必要です。）（６）職歴証明書※（１）～（３）は大阪市ホームページからダウンロードしてください。※（１）、（２）は申込時、（３）は10月31日（木）から11月５日（火）までに「大阪市行政オンラインシステム」で提出してください。※（４）は第１次選考当日に持参の上、提出してください。※（５）、（６）は最終合格者のみ提出してください。 |

●申込みには、連絡が取れるメールアドレスが必要になります。

●受験票を印刷するために、プリンタとAdobe Reader（無料）が必要になります。

●車いすを使用されているなど、身体等の事情により、選考会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際に大阪市総務局行政部行政課（法務グループ）までお問い合わせください。

●受験時の注意事項等については、受験票交付時にお知らせします。

●障がい等により、インターネットによる申込みが困難な方は、令和６年10月１日（火）までに大阪市総務局行政部行政課（法務グループ）までご連絡ください。

＜参考＞インターネット申込みから第１次選考受験までのながれ

９月13日から10月15日まで（申込み受付期間）

インターネット申込み・【添付書類】公募申込書・職務経歴書　→　申込完了（申込番号）

→メール通知（申込受理・提出書類準備のお知らせあり）→面接カード提出準備

10月31日から11月５日まで

受験票ダウンロード　→　【インターネット提出】面接カード

11月９日

第１次選考受験（受験票持参）•【提出】司法修習を修了したことを証するものの写し

７　従事する職務等

|  |  |
| --- | --- |
| 職 　 務 　 内　 容 | 主 な 配 属 先 |
| ・本市事務事業（契約事務、交渉・折衝関係事務等）における法的問題に対するリスク審査、法律相談業務・法務能力向上に係る研修の実施、本市の業務執行において発生した法的紛争実例に係る本市職員への関連情報の発信等の本市職員の法務能力開発支援業務・その他区役所、市長部局、各行政委員会の事務局等における法的な判断を要する業務等の一般行政事務 | 総務局その他の市長部局区役所各行政委員会の事務局など |

※上表の職務内容・主な配属先は、今後の事業計画等により変更することがあります。

８　備考

①　この選考において提出された書類等は、受付後返却しません。

②　合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

③　受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用選考の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

④　大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また勤務時間中は禁煙です。

地方公務員法第16条（抜粋）

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑

　に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

**【大阪市職員基本条例】（抜粋）**

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、　　　　常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

この選考についての問合せは

大阪市総務局行政部行政課（法務グループ）

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号　市役所４階

　Osaka Metro御堂筋線・京阪電車京阪本線

　　「淀屋橋」下車　①号出口北すぐ

　京阪電車中之島線「大江橋」下車　⑥号出口東すぐ

電話番号（０６）６２０８－７４４３

開庁時間　月曜日から金曜日の午前９時から午後５時30分まで

　　　　　（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。）

**《大阪市職員採用選考の受験申込にあたって》**

　 大阪市職員採用選考は、皆さんの受験申込によって選考の準備が進められます。**申込みをした方は受験して**

**くださるようお願いします。**